健康告知基準

（2022年7月1日改定）

該当する方は加入できません

必ずお読みください

1. 申込書記入日から最初の効力発生日までの間において、病気やケガ（軽い風邪や軽度のケガ、および四肢の骨折で治癒した場合を除く。以下同じ）のため、治療中の者および治療を必要と診断されている者。（※1）
2. 病気やケガのため、申し込み日以前６カ月間に入院・休業・安静加療が連続して14日以上ある者。このいずれかが必要と診断されている者をふくむ。
3. 病気やケガのため、申し込み日以前１年間に、連続して30日以上の休業もしくは安静加療をし、または開頭・開胸・開腹手術（虫垂炎除去を除く）を受けた者。
4. 効力発生日以前１年間に、次の疾病により医師の治療を受けた者。治療が必要と診断されている者を含む。ただし、運営委員会が加入を認めた場合は、この限りでない。
   ①新生物（ガン、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など）②心臓疾患③脳血管疾患（脳出血、脳血栓症、脳軟化など）④糖尿病（インシュリン、経口剤使用者）、肝臓病、膵臓病、腎臓病（腎炎、人工透析）、ネフローゼ⑤精神疾患（依存症、うつ病、強迫性障害、適応障害など）⑥骨髄および神経の疾患（骨髄炎、髄膜炎、脳性麻痺など）⑦血管および血液の疾患（血友病、エイズ、脾臓の疾患、動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、高血圧症など）⑧その他これらに類する疾病など
5. 妊娠中で帝王切開の既往症、または帝王切開の予定がある者。

注意 新生物で入院・手術を受けた後、一連の治療行為（直接と間接を問わず）として投薬などがあれば、「健康告知基準」に該当します。また、治療行為を伴わない検査通院だけでも該当する場合があります。

※１ 通院や投薬(内服薬、点眼薬、外用薬など)が継続している方は、健康告知基準の1に該当します。例えば、脂質異常症(高脂血症、高コレステロール)、高尿酸血症(痛風)、喘息、睡眠時無呼吸症候群、骨粗しょう症、前立腺肥大、白内障、緑内障、腰痛、膝痛、首肩痛なども該当します。
病名によっては、健康告知基準の4にも該当します。
健康告知基準に該当するか不明なときは、必ず国公共済会へご確認ください。

※後日、健康告知基準に該当することが判明した場合、加入が取り消されたり、給付を受けられなくなります。

効力開始日 加入申込書が効力発生希望月の前月25日までに国公共済会に届いたとき、翌月１日午前０時から効力開始となります。それ以降に申込書が届いたときは、翌々月の効力開始となります。

共済期間 １年ごとの契約です。一共済期間は７月１日から翌年６月30日まで。年間を通じて毎月加入を受け付けています。５月、６月に加入された方は、次年度（7月1日から翌年6月30日）は自動継続扱いとなります。

還元金 還元金はありません。

所得税控除 所得税・住民税の保険料控除の対象にはなりません。

掛金の払込み 個人口座からの自動引落です。
年払と月払から選択できます。
引 落 日：前月の22日
（金融機関休業日の場合は、翌営業日）

つぎの場合は共済金をお支払いできません

①健康告知基準に抵触するなど、加入資格がないのに加入していたとき。
②請求者に共済金を受け取る資格がないとき。
③共済掛金を、定められた日まで納入していないとき。
④給付請求に際し、提出書類や調査に対し正当な理由がないのにこれを拒否し、あるいは不実記載や変造したとき。
⑤3年間、共済金の給付請求手続きを怠ったとき。
⑥共済事由の発生が、契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失（注）、あるいは犯罪行為によるとき。（注）重大な過失とは、「ほとんど故意に近似する注意欠如の状態」をいいます。
⑦共済事由の発生が、戦争その他の変乱によるとき。
⑧頸部症候群や腰、背痛で他覚症状のないもの。

シニア医療共済

①先天異常による疾病。
②麻薬、覚醒剤、アルコールなどの依存（慢性中毒）症、それらを原因とする疾病。ただし、アルコール中毒による1回目の入院を除く。
③精神障害または泥酔の状態を原因とする、ケガ。

つぎの場合は共済金が削減されます

つぎの各号に該当する場合は、それぞれの号に定める共済金とする。ただし、不慮の事故による場合は除く。

シニア生命特約

①新規加入契約の効力発生日から満1年以内に、自殺により死亡したときは死亡共済金の50%を削減する。
②直接、間接を問わず、新規加入契約の効力発生日以前に罹患していた疾病、または受傷していた傷害を原因として死亡（重度障害）の給付事由が発生したときは、新規加入から60日以内は70%、61日から180日までは50%、181日から1年までは30%を削減する。

2024年1月発行(A)

シニア共済

国公労連OB組合員のみなさんへ

入院1日 3,000円（1口加入）

病気入院 1日目から給付!

小さな掛金で大きな安心。

いきいき人生を応援します。

みんなでつくるみんなの
国公共済会
日本国家公務員労働組合連合会共済会

フリーダイヤル 0120-88-9031
携帯からは 03-3580-2881
URL http://www.kyousai.jp/　E-mail info@k-kyosai.jp
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋エクセルアネックス4F

書類のダウンロードは 国公共済会

2024年1月発行(A)

80歳までずっと「安心」を保障

シニア医療共済 加入口数 1〜2口

掛金（1口当たり）
月払 2,000円　年払 24,000円

※1口当たりの一共済期間の給付限度額は、27万円です。

給付種目	給付事由	1口当たりの共済金
入院	連続1日以上の入院 検査入院を除く	日額 3,000円 （1日目から90日まで）
通院 ※1	病気やケガによる通院 検査通院を除く	日額 1,200円 （1日目から45日まで）
死亡	死亡・高度障害 ※2	1万円

※1…通院給付は歯科通院を除きます。また、シニア共済に加入してから1年間は、入院後の通院と不慮の事故による通院に限ります。
※2…「高度障害」給付は、労働基準法施行規則別表第2の身体障害等級第1、2級または第3級の2・3・4号に該当したとき。

シニア生命特約 加入口数 1〜4口

シニア医療共済に加入すれば「特約」できます

掛金（1口当たり）
月払 1,750円　年払 21,000円

給付種目	給付事由	1口当たりの共済金
死亡	すべての死亡	50万円
高度障害 ※2	身体障害等級1、2級 または3級の2・3・4号	50万円

加入者全員　80歳お祝い金として1万円（口数に関わらず一律）

給付請求について

「シニア共済　給付請求書」と次の書類を国公共済会へ郵送してください

シニア医療共済	通院給付 ※3	通院申告書と病院の領収書のコピー
	入院給付	退院証明書または診断書 ※4
	死亡給付	死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本
	高度障害給付	障害診断書
シニア生命特約	死亡給付	死亡診断書または死体検案書、戸籍謄本
	高度障害給付	障害診断書

※3 同じ日に2か所以上の医療機関に通院しても1日として計算します。また、薬局の領収書は対象外です。
※4 退院時に無料でもらえる「退院証明書」で請求できます。また、他の保険請求等に使用した診断書のコピーでもかまいません。「退院証明書」も他で取得する診断書もない場合は、診断書の原本を提出いただければ、診断書料を国公共済会で負担します。
☆詳しくは加入証書と一緒にお送りする「シニア共済のしおり」をご確認ください。
☆給付請求の書類はホームページからダウンロードできます。

加入について

●加入できる人

新規加入できる人は、健康告知基準に該当しない次の方です。

（1）2024年6月加入まで
①60歳以上66歳未満のOB組合員
②65歳で現職の組合員
③シニア共済に加入しているOB組合員の配偶者で66歳未満の者（※）

（2）2024年7月加入から
①60歳以上66歳未満のOB組合員で、シニア共済契約日の直近3年以上継続して、セット共済（生命基本共済、医療共済、交通災害共済）、団体生命共済または火災共済のいずれかに加入している者。
②65歳の現職の組合員で、6月末日まで3年以上継続して、セット共済（生命基本共済、医療共済、交通災害共済）、団体生命共済または火災共済のいずれかに加入している者は、65歳の7月からのみ新規加入できます。
③シニア共済に加入しているOB組合員の配偶者で66歳未満の者（※）

※配偶者の加入口数はOB組合員と同口数までです。
※年上の配偶者について、生命基本共済、団体生命共済、医療共済のいずれかに加入しているOB組合員（組合員を含む）の配偶者で65歳の方のみシニア共済に単独加入できます。OB組合員が66歳到達以前にシニア共済へ加入しなければ、配偶者も解約になります。

●口数の制限加入

健康告知基準に該当していてもシニア医療共済は1口、シニア生命特約は2口まで「口数の制限加入」ができます。ただし、シニア共済初回効力発生日の前日まで、生命基本共済・医療共済・団体生命共済のいずれかに5年以上切れ目なく継続加入していた方に限ります。1日でも間が空くと加入できなくなるのでご注意ください。

●加入手続きの方法

このリーフレットを必ずお読みいただき、必要事項を記入・押印した「シニア共済加入申込書」を国公共済会へ郵送してください。すでに口座振替を利用している方は「預金口座振替依頼書」の記入は不要です。

本人または配偶者がシニア共済加入済みで、配偶者または本人が追加加入する場合は「シニア共済変更届」を提出してください。

各種書類は組合の国公共済会担当者にご請求ください。退職者グループの方は国公共済会へお問い合わせください。

加入申込は毎月受付です。

●加入手続きの期限

効力発生希望日の前月25日（土日祝日の場合は翌開局日）国公共済会必着です。ただし、健康告知基準に該当しない方は、初回効力発生日現在66歳未満であること。健康告知基準に該当する方（口数の制限加入）は、初回効力発生日現在66歳未満かつ、その前日まで生命基本共済、医療共済、団体生命共済の契約が有効であること。

継続・変更・解約について

契約は一共済期間（7月1日から翌年6月30日）ごとです。加入後は80歳となる年度の6月30日まで継続することができます。

年度途中の解約・口数の変更（増口・減口）はできません。

●継続の手続き

毎年5月中旬頃に「継続のご案内」を加入者へ直接お送りします。変更や解約がなく継続の場合は返送の必要はありません。自動継続です。

●変更の手続き

継続手続時におこないます。シニア医療共済既加入者でシニア生命特約に新規加入できるのは、健康告知基準に該当しない66歳未満の方です。増口できるのは健康告知基準に該当しない71歳未満の方のみです。

※口数の制限加入の方は、加入後に健康告知基準に該当しなくなっても、増口およびシニア生命特約への新規加入はできません。

●解約の手続き

継続手続時におこないます。国公共済会へお問い合わせください。

Q&A

加入について

Q 加入手続きや掛金の払い込みは組合を通すのですか？

A いいえ、シニア共済の事務手続きすべては、加入者が直接、国公共済会と行います。掛金は口座振替です。給付請求書類は、加入証書と一緒に毎年お届けします。

Q 健康告知基準に該当する高血圧症について具体的に教えてください。高血圧症と言ってもグレーゾーンもあると思うのですが。

A 医師の指示により治療中（降圧剤の服用など）であれば、健康告知基準に該当します。

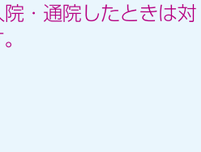

Q 健康告知に関して国公共済会の審査があるのですか？

A 健康告知基準に該当するかどうかを、国公共済会が審査することはありません。ただし、健康告知を偽って加入した場合は、給付事由が発生しても共済金をお支払いできないことがあります。

給付について

Q カゼで週に2度ほど通院した場合にも給付がありますか？

A はい、加入して1年経過後、歯科通院を除く病気で通院すれば給付します。また、ケガの通院は加入後すぐ給付されます。

Q 往診してもらったときは通院と同じ扱いになりますか？

A はい、通院として扱い給付します。

Q 肝硬変の疑いで2日間検査入院しましたが、給付されますか？

A 健康診断など検査目的の入院・通院は対象外ですが、設問のように傷病を疑われて入院・通院したときは対象になります。